

第十一号議案

江戸川区児童相談所設置条例

右の議案を提出する。

令和二年二月十七日

提出者

江戸川区長

斉

藤

猛

江戸川区児童相談所設置条例

(設置)

第一条 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第十二条第一項の規定に基づき、江戸川区に児童相談所を設置する。

(名称、位置及び所管区域)

第二条 前条の児童相談所の名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。

名称	位置	所管区域
江戸川区児童相談所	江戸川区中央三丁目四番一八号	江戸川区全域

(委任)

第三条 この条例の施行について必要な事項は、江戸川区長が別に定める。

付 則

この条例は、令和二年四月一日から施行する。

(説明)

児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第十二条第一項の規定に基づき、江戸川区児童相談所を設置する必要があるので、本案を提出いたします。